

八郎潟町農業委員候補者募集要綱

(目的)

第1 この要項は、令和8年7月19日に任期満了となる八郎潟町農業委員会委員の推薦及び募集(以下「推薦等」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(農業委員の職務)

第2 農業委員の職務については、農地法等により、その権限に属された事項及び農地等の利用の最適化(担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)の推進を行うものである。

(募集人数)

第3 八郎潟町農業委員会委員定数を定める条例の規定に基づき、12名とする。

(推薦等の期間)

第4 推薦等の期間は令和8年1月13日(火)から令和8年2月13日(金)までとする。ただし、定数に満たない場合は、達するまで期間を延長する場合がある。

(推薦等の資格)

第5 農業委員の推薦を受ける者及び募集する者(以下「推薦等があった者」という。)は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、農業委員選任予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)原則として、八郎潟町に住所を有する者。ただし、町外に住所を有する者を妨げない。

(2)八郎潟町の職員でない者

(推薦等の手続き)

第6 推薦等を受ける者は、以下に記載した規定の様式に必要事項を記入し、推薦及び応募の期間内に八郎潟町農業委員会事務局まで提出しなければならない。なお、推薦等に係る書類は、返却しないものとする。

- ①農業者等(個人)が推薦する場合・・・様式1
- ②団体等が推薦する場合・・・様式2
- ③農業者本人が応募する場合・・・様式3

2 なお、様式の入手方法については、八郎潟町農業委員会事務局窓口に備え付けるほか、八郎潟町ホームページからダウンロードするものとする。

(推薦等があった者の公表及び選任方法)

第7 推薦等があった者については、受付期間中及び終了後に応募状況を公表するものとする。なお、選任については、八郎潟町農業委員候補者評価委員会による審査を行い、八郎潟町議会の同意を得て、町長が任命する。

(個人情報の取扱い)

第8 推薦等があった者の個人情報については、候補者の選考以外の目的には使用しない。

(農業委員の任期)

第9 農業委員の任期については3年間とする。なお、今回の任期は令和8年7月20日から令和11年7月19日までとなる。

(農業委員の報酬等)

第10 八郎潟町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定に基づき支給するものとする。

(庶務)

第11 農業委員の推薦等に関する事務全般及び問い合わせ先は八郎潟町農業委員会事務局が行うものとする。

(その他)

第12 この要項に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成28年12月19日から施行する。

この要綱は令和2年1月7日から施行する。

この要綱は令和5年12月28日から施行する。

この要綱は令和7年12月26日から施行する。